

令和2年11月26日

## 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の提出を要望する請願

長野市議会議員

小泉 栄正 様

提出者

住所

紹介議員

(請願趣旨)

倉野 正人  
 市川 泰彦  
 小林 史子  
 太田 茂盛  
 石目 裕康  
 小林 秀子  
 阿部 孝二  
 小泉 一真  
 鎌倉 希也

社会状況や労働状況の変化から、若い世代を中心に夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏(姓)」を導入するための法改正に賛成・容認という人が増えています。2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。さらに、少子高齢化が進む現在においては、一人っ子同士のカップルや、子連れ再婚、高齢での結婚も増えており、改姓を望まない場合も少なくありません。現在、改姓を強制されるため結婚を諦める人が4%おり、非婚、少子化に繋がる要因の一つとなっています。

夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、以下のような問題が起こっています。

- 1 自己同一性の喪失と苦痛：産まれてからその名前を名乗り、周囲からも呼ばれ、社会的な信用・実績を築いてきた人が望まない改姓をすると、自己同一性を失い、大きな苦痛を受ける場合がある。
- 2 旧姓使用の限界と弊害：各種免許証や健康保険証、登記簿、国家資格などでは旧姓の使用が認められていない。また、旧姓の通称使用を認める企業は内閣府調べで45.7%と半数以下である。さらに、住民票やマイナンバーカード等に旧姓併記を行うためのシステム改修には、175億円の国庫支出金に加え、自治体からも数億円規模の支出がなされている。加えて、旧姓併記が国際的な信用トラブルを招くことは外務省も認めている。
- 3 事実婚の不利益：現行の制度では、結婚後に互いの姓を維持するためには事実婚を選択せざるを得ない。事実婚をした女性の89.3%は「夫婦別姓を通す」ことを目的としており、事実婚を選ぶ理由で最多となっている。しかし事実婚は、子どもの共同親権がない、財産を相続できない、配偶者控除や相続税非課税枠、配偶者ビザの対象外である等、法的に保障がされていない。さらに生活上でも、パートナーの入院・手術・死亡時の手続きができない、生命保険の受取人になれない、共同名義の不動産が持てないといった不利益が生じる可能性がある。

4 国連からの是正勧告：現在、結婚で改姓するのは96%が女性である。この状況について国連女性差別撤廃委員会は、結婚後も女性が自らの姓を引き続き使用する選択を可能にするよう日本政府に対して2016年まで3回の是正勧告をしている。

上記に挙げた結婚の際に同姓を強制することによって生じる問題を解決し、同姓を希望する人たちの権利も損なわない「選択的夫婦別姓制度」の法制化についての議論を国に求める意見書を長野市議会から国に対して提出いただきますよう要望します。

以上